

国分寺市障害者計画（第 3 次）実施計画 ・  
第 5 期国分寺市障害福祉計画 ・  
第 1 期国分寺市障害児福祉計画  
【案】

平成 30 年○月  
国分寺市

# 目 次

第 1 章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
5 計画策定にあたっての見直しのポイント.....	4
第 2 章 障害者の現状と課題.....	6
1 国分寺市の障害者を取り巻く現状.....	6
2 今後の施策推進にあたっての課題.....	8
第 3 章 障害者計画の基本的な考え方.....	10
1 基本理念.....	10
2 基本目標.....	11
3 施策の体系.....	13
4 重点事業.....	14
第 4 章 実施計画.....	16
1 実施計画の位置づけ.....	16
2 具体的施策.....	16
第 5 章 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画.....	17
1 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の基本的な考え方.....	17
2 国の基本指針に基づく成果目標.....	19
3 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策.....	24
4 障害児支援給付事業の見込量と確保のための方策.....	32

5	地域生活支援事業の見込量と確保のための方策 .....	35
---	-----------------------------	----

## 第6章 計画の推進..... 36

1	推進体制の整備 .....	36
2	障害者地域自立支援協議会の活用 .....	37
3	市民、各機関及び事業者等との協働 .....	37
4	国・都への要望 .....	37



# 第 1 章

## 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

障害福祉制度は、従来の「措置制度」に代わり、平成 15 年度からノーマライゼーションの理念を実現するため「支援費制度」が導入されたことにより、利用者が必要な障害福祉サービスを主体的に選択するという画期的な制度改革が行われ、その後、制度上の課題を解決し、障害福祉サービスの一層の推進を図るため、平成 18 年度に「障害者自立支援法」が施行されました。

昨今、少子高齢化や核家族化がさらに進み、社会構造が複雑化するとともに、東日本大震災などの災害による甚大な被害の発生など、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化し、地域全体で支えていくことの重要性がますます高まっています。

そのような中、国は、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、障害者の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」を施行しました。平成 28 年 5 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、「生活」と「就労」の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、障害福祉計画に係る基本指針の見直しが行われ、地域生活を支える支援体制の充実や障害児支援の充実が重要視されています。

市においても、平成 27 年 3 月に「国分寺市障害者計画（第 3 次）・第 4 期国分寺市障害福祉計画」を策定し、障害者施策の総合的な推進を図ってきました。

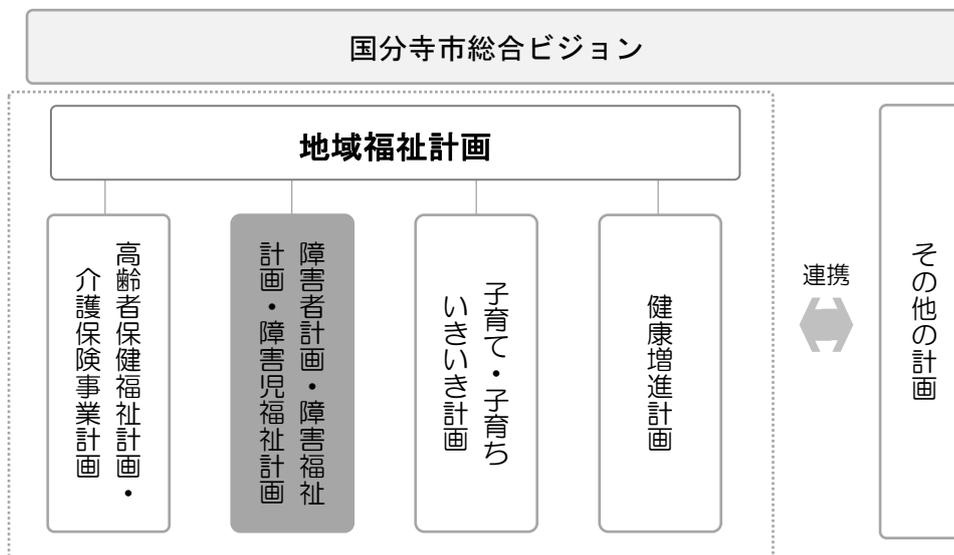
こうした障害者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえつつ、障害者基本法の目的である「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」を実現するために、国分寺市障害者計画（第 3 次）実施計画（後期）とともに新たな「第 5 期国分寺市障害福祉計画」を策定します。また、児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定するものと定められたことから、第 1 期国分寺市障害児福祉計画を障害福祉計画と一体的に新たに策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」を推進するための具体的な取組を定める「障害者計画実施計画」と、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、改正児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」に当たる計画で、3 計画を一体の計画として策定します。

障害福祉計画は、障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、国の基本指針に基づき、市における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、平成 32 年度までの障害福祉サービス等の見込み量を計画するものです。障害児福祉計画についても、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、障害福祉計画と同様に、平成 32 年度までの障害児通所支援等の見込み量を計画します。

また、この計画は、国分寺市地域福祉計画の障害分野に係る計画と位置づけられます。内容については、国の「障害者基本計画」、都の「東京都障害者計画・東京都障害福祉計画」を踏まえるとともに、「国分寺市総合ビジョン」をはじめとした他の関連計画との整合性を図るものとしします。



### 3 計画の期間

障害者計画は、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
計画	国分寺市障害者計画 (第 3 次)						国分寺市障害者計画 (第 4 次)		
	第 4 期国分寺市 障害福祉計画			第 5 期国分寺市 障害福祉計画			第 6 期国分寺市 障害福祉計画		
				第 1 期国分寺市 障害児福祉計画			第 2 期国分寺市 障害児福祉計画		

### 4 計画の策定体制

この計画の策定に当たっては、国分寺市障害者施策推進協議会を策定の主たる協議会とし、障害のある人へのアンケート調査等による市民意見聴取を踏まえ、国分寺市障害者地域自立支援協議会との連携を図りながら、課題や方向性についての検討を行い、策定しました。

## 5 計画策定に当たっての見直しのポイント

障害福祉計画等の策定に当たっては、国が示した基本指針等に基づき、下記の見直しのポイントを踏まえることとします。

### ① 「地域における生活の維持及び継続の推進」

地域生活支援拠点等の整備を一層進めるとともに、基幹相談支援センターの有効活用等により相談支援体制の構築を進めることとされています。

### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にすることとされています。

### ③ 「就労定着に向けた支援」

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労定着支援が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に加えることとされています。

### ④ 「障害児のサービス提供体制の計画的な構築」

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目のない支援と、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図ることとされています。

### ⑤ 「地域共生社会の実現に向けた取組」

高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互または一体的に利用しやすくなることや、地域づくりを主体的に取組む仕組みづくりをつくっていく方向性を盛り込むこととされています。

### ⑥ 「その他」

その他にも、障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止、意思決定支援、成年後見制度の利用促進などが見直しのポイントとして挙げられています。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、都道府県・市町村は「障害児福祉計画」を定めるものとされました。今回新たに策定する「障害児福祉計画」については、児童福祉法の規定により、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体のものとして作成できるものとされており、ライフステージに応じて切れ目のない支援を行うという視点も踏まえ、市においては、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体のものとして本計画を作成します。

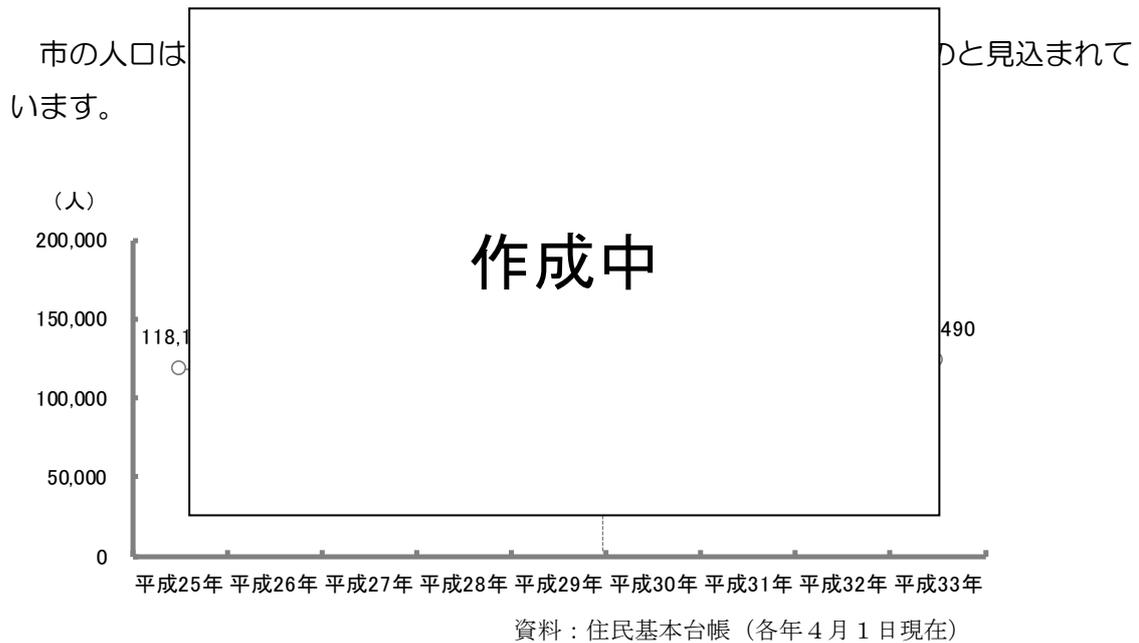


## 第 2 章

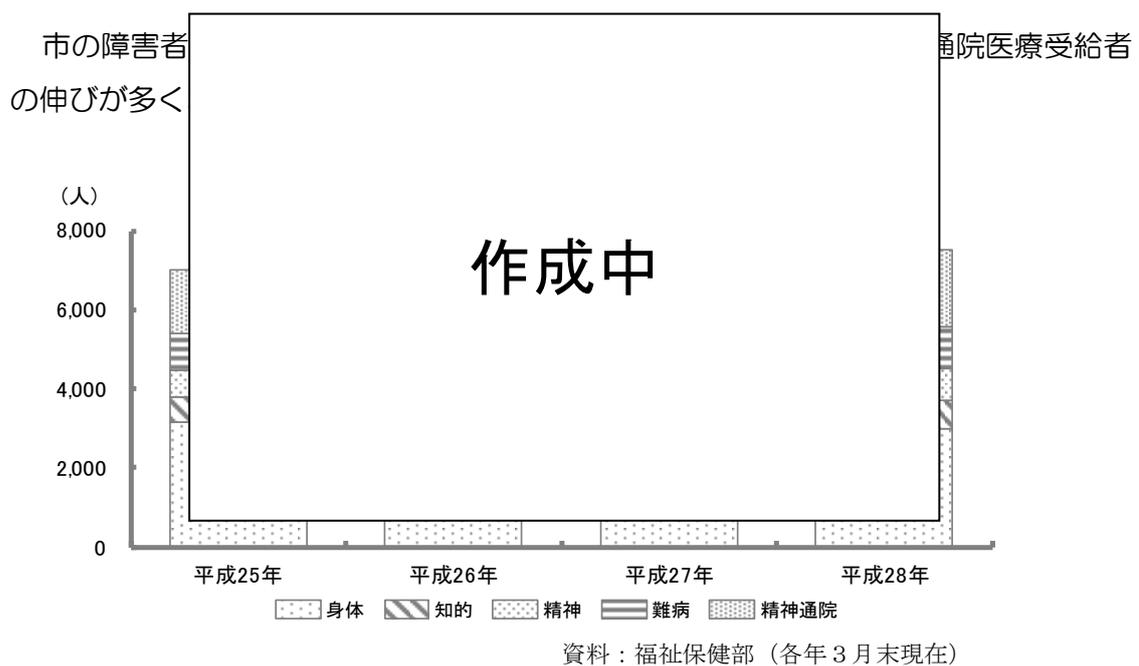
# 障害のある人の現状と課題

### 1 国分寺市の障害のある人を取り巻く現状

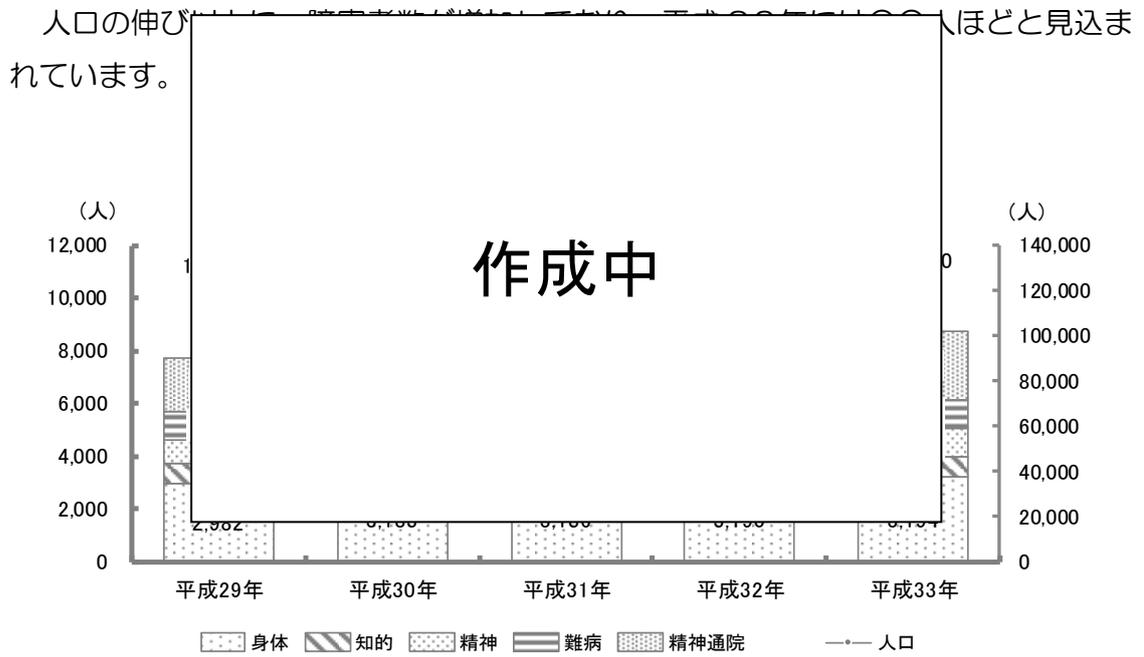
#### (1) 人口



#### (2) 障害のある人の人口



### (3) 障害のある人の人口推計



作成中

- ・ サービス等利用者の年齢区分
- ・ 支援区分の推移

## 2 今後の施策推進にあたっての課題

### ① 障害のある人のライフステージを通じた地域生活の支援

障害のある人が住み慣れた地域で暮らしつづけていくためには、ライフステージを通じ、障害の内容にかかわらず個々のニーズに応じたきめ細かな支援が必要です。

アンケート調査では、知的障害者において、将来望む暮らし方に「グループホーム（介護や支援、見守りがある少人数の共同生活）」を求める声が多くなっています。また、重症心身障害児（者）や医療的ケアのある人に対応できるサービス、緊急時のショートステイなど社会資源のさらなる充実が求められており、障害のある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、関係機関の連携を図るとともに、障害のある人の地域生活を支えるサービス提供体制の量的・質的な充実が必要です。

### ② 障害のある人の就労の促進

障害のある人が、就労を通じた社会参加を実現し、地域で自立して生き生きと暮らせるよう、関係機関が連携して就労・生活支援を一体的に行うとともに、福祉的就労を含めた多様な就労の場の拡大が必要です。

アンケート調査によると、充実してほしい施策として、「障害者雇用の促進」を望む割合が高く、現在自宅で過ごしている障害のある人のうち、「将来、一般企業で働きたい」意欲を持っている人は約 20%（精神障害のある人は約 50%）います。また、一般企業に就職し、働き続けるために必要なことは、障害の特性により様々であり、障害の特性に応じたきめ細やかな支援が求められています。

こうした支援ニーズの多様化・増加に対応するため、地域における福祉、医療、雇用、教育等の関係機関が連携を強化し、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援の充実が必要です。

また、アンケート調査では、障害者就労施設等の通所者からは、工賃の向上を望む割合が高く、障害者就労施設等において、商品開発や販路拡大など工賃向上の取組の推進が必要です。

### ③ 地域での障害理解の促進と差別の解消

障害のある人が地域で安心安全に日常生活を送るためには、障害特性に応じた配慮や支援が必要であり、障害のある人もない人も、社会の一員として互いを尊重し、支え合いながらともに生き生きと暮らせる環境を整える必要があります。

アンケート調査では、暮らしやすくなるために充実してほしいこととして、「障害への理解を深めるための啓発」と回答した人が最も多く、周囲の理解が非常に重要とな

っています。

しかし、障害があるために差別を受けた、嫌な思いをした、と感じた経験の有無については、知的障害や発達障害で“あった”が5割以上となっています。

障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする地域共生社会の実現に向けて、市民の障害への理解、差別や偏見の解消のため、「心のバリアフリー」を推進していくことが必要です。



## 第 3 章

# 障害者計画の基本的な考え方

市では、国分寺市障害者計画（第3次）を平成27年度から平成32年度までの6年間の計画期間で策定しています。障害者計画実施計画，障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に当たっては，市の障害者施策全般に関する基本的な計画である障害者計画と整合を図ります。

### 1 基本理念

#### 基本理念

**障害のある人もない人も，共に住み続けたいまち，ふるさと国分寺**

障害のある人もない人も，すべての市民がお互いの個性と人格を認め合い，ともに支え合い，協力しあい，責任を分かち合って生活できる共生社会を目指します。

そのためには，すべての市民が障害について一層の理解を深め，障害のある人が自立して自分らしく生きていけるよう，地域で支える必要があります。

国分寺市障害者計画（第3次）においては，「障害のある人もない人も，共に住み続けたいまち，ふるさと国分寺」を基本理念として，身体障害，知的障害，精神障害，難病，発達障害，高次脳機能障害など，すべての障害のある人に対して，生涯にわたり総合的で一貫した支援を地域の市民とともに推進します。

## 2 基本目標

国分寺市障害者計画（第3次）では、基本理念に基づき、次の5つの基本目標を設定しています。

### 基本目標1：自分らしい暮らしへの支援体制づくり

障害のある人が利用できるサービスは増加してきたものの、様々なサービスが異なる事業所・機関等から提供されています。そのため、障害のある人にとって、身近な地域で相談したり、長期にわたり一貫した支援を受けたりすることが必ずしも容易ではありません。また、障害には様々なものがあり、障害のある人がすべて同じような条件でサービスを利用できる体制にはなっていません。

このような現状を踏まえ、障害の有無とは関係なく、障害のある人が、地域の中で自分らしい暮らしをしていくための支援体制づくりを進めます。

### 基本目標2：自分らしい社会参加や学びへの支援

障害のある人は、地域での生活において、意思疎通や移動に支援を必要とすることがあります。また、一人ひとりの障害に応じた療育や教育を求める声が高まっています。そして、地域の中で自分らしい生活を送るためには、様々な形で地域社会と関わりながら社会参加をする場や機会の確保が求められています。

このような現状を踏まえ、市は、障害のある人が地域の中で、地域の社会資源等を活用しながら、自分らしい社会参加や学びをするための支援を推進します。

### 基本目標3：自分らしい働きかたへの支援

地域において自分らしい生活をしていくためには、それぞれの状況に応じて働くことができることも必要です。しかし、障害のある人が就労する機会や場は十分とはいえません。また、障害のある人の希望に応じて、様々な働き方をするための相談・支援体制は、必ずしも十分とはいえません。

そこで、国分寺市では、障害のある人が自分らしい暮らしを実現することができるようにするためにも、それぞれの状況に応じた働きかたをすることができるような環境づくりを、地域と協働して進めます。

#### 基本目標 4 : 共に生きる地域社会づくり

---

障害のある人が自立して自分らしく地域で生活していくことができるようにするためには、障害のあるなしに関わらず、だれもが利用可能な施設・製品・情報の提供等が求められています。そして、地域社会のすべての人々が障害のある人に対する心の障壁（バリアー）を取り除き、すべての市民が障害について一層の理解を深めることが求められています。

そこで、障害のある人もない人も共に生きる地域社会づくりを推進します。

#### 基本目標 5 : 自立を支援する人づくり

---

障害には様々なものがあり、その支援の在り方に関する知識や技術は多種多様で、常に新たな情報提供や研修の実施等により、障害のある人の自立を支援する人づくりが求められています。

一方、現在の地域は、高齢化などの地域課題を抱え、様々な人々が新たな形での支え合いの必要性を認識しており、障害のある人の自立を支援する人づくりは、そのような地域課題への貢献も可能にすることができると思います。

このような現状を踏まえ、市は、障害のある人の自立を支援するための人づくりを推進します。

### 3 施策の体系

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔分野〕

〔基本施策〕

障害のある人もない人も、共に住み続けたいまち、ふるさと国分寺

《基本目標 1》  
自分らしい暮らしへの支援体制づくり

1 生活支援

(1) 相談・支援体制の充実  
(2) 関係機関のネットワークの充実  
(3) サービスの質の向上  
(4) 生活支援サービスの充実  
(5) 経済的支援の充実

2 保健・医療

(1) 障害の早期発見・早期支援  
(2) 障害のある人の健康の維持・増進  
(3) 保健・医療・福祉の連携

《基本目標 2》  
自分らしい社会参加や学びへの支援

1 教育・文化芸術活動・スポーツ等

(1) 療育・教育の充実（障害児支援の充実）  
(2) 生涯学習・スポーツの推進  
(3) 交流・福祉教育の充実

《基本目標 3》  
自分らしい働きかたへの支援

1 雇用・就業・経済的支援の充実

(1) 一般就労支援の充実  
(2) 福祉的就労の充実  
(3) 働く力の向上  
(4) 地域社会への働きかけ

《基本目標 4》  
共に生きる地域社会づくり

1 情報アクセシビリティ

(1) 情報提供体制の充実  
(2) 意思疎通支援の充実

2 生活環境

(1) 生活拠点の整備  
(2) 移動支援の充実  
(3) ユニバーサルデザインの推進

3 安全・安心

(1) 防災対策の推進  
(2) 防犯・消費者被害対策の推進

4 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 心のバリアフリーの推進（障害を理由とする差別の解消の推進）  
(2) 権利擁護の推進

《基本目標 5》  
自立を支援する人づくり

1 人材の養成と確保

(1) 障害理解・病気理解の促進  
(2) サービスを担う人材の養成と確保  
(3) ボランティア等の育成・活動強化  
(4) 障害当事者・家族への支援  
(5) 事業者支援の充実

## 4 重点事業

国分寺市障害者計画（第3次）の計画期間である6年間を目途として、その実現を目指すため、新たな制度への対応やニーズ調査の結果を勘案し、市として重点的に取り組む事業として以下の7つを定め、障害者施策推進協議会での進行管理のもとに着実な推進を図ります。

### 重点事業1：障害に対する理解や配慮の促進

障害者差別解消法の施行も踏まえ、障害に対する理解や配慮が促進されるよう、取組を進めます。障害のある人の自立と社会参加に関わるあらゆる場面で、障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう、障害に対する理解や啓発に努めます。

### 重点事業2：相談支援体制の充実

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアの考え方を念頭に、身近な地域で相談支援を受けることができ、また様々な障害種別に対応することができるよう、総合的な相談支援体制の整備を図ります。

### 重点事業3：ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

障害のある人が、生涯を通じ自分らしい暮らしを実現できるよう、一人ひとりの年齢や障害の状況に応じて、必要なときに必要な支援が受けられる環境を整備するとともに、ニーズにあった適切な支援を途切れなく継続的に受けられることができる体制の整備に努めます。

### 重点事業4：障害児発達支援に向けた取組の充実

発達障害その他の様々な障害を抱える児童への早期発見・療育から、子どもの発達段階に応じた福祉・医療・教育機関との情報共有等途切れのない支援体制の構築と、保護者への支援の充実を図ります。

### 重点事業5：障害のある人の就労の場の拡大に向けた取組の推進

---

障害のある人の経済的自立と社会参加を促進するため、一般企業、在宅就労等への障害者雇用に向けた取組や福祉的就労の場の確保、障害者優先調達推進法の施行を踏まえた、就労継続事業所への支援や工賃アップなど、障害のある人の就労の場の確保や機会の拡大を図ります。

### 重点事業6：保健・医療・福祉の連携の推進

---

障害の重度化・高齢化や医療的ケアの必要性等に対応し、安心した地域生活を支えるため、身近な地域において、保健・医療・福祉のサービスを必要なときに適切に受け取ることができるよう、保健・医療・福祉の多分野、多職種連携を推進し、提供体制の充実を図ります。

### 重点事業7：サービス人材等の確保

---

障害者福祉のサービスを担う専門的な人材の養成・確保に努めます。また、身近な地域での見守りや支援に欠かせない民生委員・児童委員、ボランティア等を支援するとともに、障害のある人同士や家族によるピアサポート等の取組についても推進します。



## 第4章

# 障害者計画実施計画

### 1 実施計画の位置づけ

実施計画は、障害者計画に基づき、市の障害者施策について、具体的な取組を定めることにより、障害者計画を推進することを目的としています。実施計画に定められる事業については、障害者計画に定められた7つの重点事業について、取組内容と計画年度における目標値を設定します。計画期間は障害者計画の計画期間における後期の3年間とし、平成30年度から32年度までとします。

実施計画事業は  
別紙資料により検討



## 第 5 章

# 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画

### 1 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の基本的な考え方

#### (1) 障害福祉計画・障害児福祉計画とは

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

「障害児福祉計画」は児童福祉法第 33 条の 20 に基づく市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援等の提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

今回の第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画は、第 4 期（平成 27 年度から平成 29 年度）に係るサービス見込量についての達成状況を踏まえて内容を見直し、平成 30 年度から平成 32 年度までの計画を定めます。

#### (2) 計画の内容

##### ① 記載すべき事項

第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画では、計画に記載すべき事項として計画の実施により達成すべき基本的な目標となる成果目標と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標となる活動指標が定められており、数値目標及び必要なサービス量及び確保のための方策を定める必要があります。

##### ② 成果目標について

第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画では、国の基本指針に基づき以下の 5 点について、障害福祉計画等の実績及び地域の実情を踏まえて、概ね平成 32 年度を目標年度として成果目標を設定することとされています。

成果目標	基本指針に定める目標値
福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生活への移行者数</li> <li>・ 施設入所者数</li> </ul>
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健，医療，福祉関係者による協議の場の設置</li> </ul>
地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生活支援拠点等の整備</li> </ul>
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般就労への移行者数</li> <li>・ 就労移行支援事業の利用者数</li> <li>・ 移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合</li> <li>・ 就労定着支援事業による1年後の職場定着率</li> </ul>
障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援センターの設置</li> <li>・ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築</li> <li>・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</li> <li>・ 保健，医療，障害福祉，保育，教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置</li> </ul>

### ③ 障害福祉サービス等，児童福祉法に基づく障害児のサービスの見込量と確保のための方策

平成30年度から平成32年度までの各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。また，児童福祉法における障害児への通所サービス及び相談支援についても同様に見込量等を定めます。

### ④ 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

平成30年度から平成32年度までの各年度における地域生活支援事業等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

## 2 国の基本指針に基づく成果目標

### (1) 施設入所者の地域生活移行

障害者の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（施設入所者）のうち、今後グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の数値目標を設定します。

#### [国の基本指針]

- 平成 32 年度末時点で、平成 28 年度末の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 平成 32 年度末時点の施設入所者数を、平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本とする。

#### [東京都の基本的な考え方]（案）

- 国の基本指針（平成 28 年度末から 9%以上）に即しつつ、区市町村の実情も踏まえて設定
- 入所定員数が、7,344 人（平成 17 年 10 月 1 日時点の定員数）を超えない。

#### [市の目標値設定の考え方]

- 平成 28 年度末の施設入所者数 76 人の約 4%以上がグループホームを利用する等により、地域生活へ移行することを目指します。
- 平成 32 年度末の施設入所者数が、平成 28 年度末時点の施設入所者数を超えないことを目指します。

#### 【成果目標】

指標名称	目標数値	目標年度
地域生活への移行者数	3人	平成 32 年度末
施設入所者数	76人	平成 32 年度末

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、国が基本指針で「精神障害者に対応した地域包括システムの構築」を目指す政策理念を設定し

たことなどを踏まえ、地域の保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

#### [国の基本指針]

- 平成 32 年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

#### [東京都の基本的な考え方]

- 検討中

#### [市の目標値設定の考え方]

- 地域の保健・医療・福祉関係者による情報共有やネットワーク構築等を行う国分寺市障害者地域自立支援協議会精神保健福祉部会を、本計画において求められている「保健・医療・福祉関係者による協議の場」として新たに位置づけていきます。

#### 【成果目標】

指標名称	目標数値	目標年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	平成 32 年度末

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の育成、地域の体制づくり等の5つの機能を持った地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制をいう。）を整備します。

#### [国の基本指針]

- 平成 32 年度末までに各市町村または各園域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

#### [東京都の基本的な考え方]

- 検討中

#### [市の目標値設定の考え方]

- 平成 32 年度末までに、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた視点に立ち、社会福祉法人が新たに整備する多機能拠点施設の持つ機能と既存の国分寺市障害者センターの持つ機能を合わせて面的整備として地域生活支援拠点等に位置づけ、国分寺市障害者地域自立支援協議会を活用しながら、地域支援体制の整備を推進していきます。

## 【成果目標】

指標名称	目標数値	目標年度
地域生活支援拠点等の整備	整備	平成 32 年度末

## （４）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率について目標値を設定します。

そのほか、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う新たなサービス「就労定着支援」が創設されることを踏まえ、職場定着率についても目標値を設定します。

### 【国の基本指針】

- 平成 32 年度末までに平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。
- 福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度末における利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。
- 就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。
- 各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを基本とする。

### 【東京都の基本的な考え方】（案）

- 国の基本指針に即しつつ、現行計画の実績等を踏まえて目標値を設定。  
\* 都、平成 28 年度実績今後調査予定。

### 【市の目標値設定の考え方】

- 市では、国分寺市総合ビジョンのなかで、障害のある人の就労支援を主要テーマとして位置づけ、障害のある人の就労機会の拡大と職場環境の整備のため、障害のある人の一般企業等への就労者数を増やし、継続して働き続けられるよう支援をしています。
- 一般就労への移行者数については、国の基本指針等に即しつつ、市の実情を踏まえ、平成 32 年度に平成 28 年度実績（11 人）の 1.8 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを目指す。
- 就労移行支援事業利用者については、国の基本指針等に即し、平成 32 年度末までに平成 28 年度末における利用者数（28 人）の 2 割以上増加することを目指す。
- 国の基本指針等に即し、就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。

- 各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを目指します。

#### 【成果目標】

指標名称	目標数値	目標年度
一般就労への移行者数	20 人	平成 32 年度
就労移行支援事業利用者数	37 人	平成 32 年度末
移行率 3 割以上の就労移行支援事業所	5 割以上	平成 32 年度末
就労定着支援 1 年後の就労定着率	80%以上	各年度

### (5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとともに、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制を構築します。

#### 【国の基本指針】

- 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各区市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。
- 平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各区市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする。
- 平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が医療的ケア児支援についての連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

#### 【東京都の基本的な考え方】

検討中

#### 【市の目標値設定の考え方】

- 国の基本指針に沿って、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとともに、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の整備に取り組めます。

**【成果目標】**

指標名称	目標数値	目標年度
児童発達支援センターの設置	設置	平成 32 年度末
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制構築	平成 32 年度末
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保	平成 32 年度末
医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置	平成 32 年度末

### 3 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

第5期障害福祉計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービス、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、サービス及び事業の見込量を、定期的な状況確認を行う「活動指標」として設定します。

各サービス等について、実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策を定めます。

#### (1) 訪問系サービス

##### 実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、介護者の高齢化などを勘案して、見込量を設定します。

##### 見込量確保のための方策

- ・市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- ・民間事業者が行うヘルパー養成講座に対し、情報周知等の支援を行います。
- ・東京都や東京都社会福祉協議会などが行っている研修などの情報提供を行うとともに、障害者基幹相談支援センターにおいて、権利擁護や差別解消などをテーマにした研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

##### ①居宅介護

障害のある人等に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

##### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由、重度の知的障害、精神障害であって常時介護が必要な障害のある人に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

### ③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人等に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む。）するとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を行います。

### ④行動援護

知的障害または精神障害のある人で、行動上著しい困難を有する人や常時介護を要する人が、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行います。

### ⑤重度障害者等包括支援

重度訪問介護の対象となる障害のある人のうち、とくに介護の必要性が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を包括的に提供します。

## (2) 日中活動系サービス

### 実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、生活介護、就労継続支援（B型）、短期入所の基盤増や、特別支援学校の卒業等による今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

### 見込量確保のための方策

- ・市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- ・障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点等の整備のなかで、緊急時の短期入所の受入・対応に関する支援体制の構築を進めていきます。

### ①生活介護

常時介護が必要な障害のある人に対して、昼間、障害者支援施設または障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

### ②自立訓練（機能訓練）

身体障害のある人等に対して、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所、または居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

### ③自立訓練（生活訓練）

知的障害または精神障害のある人に対して、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所、または居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

### ④就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害のある人に対して、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

#### ⑤就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な障害のある人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は雇用契約に基づく就労継続支援事業です。

#### ⑥就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な障害のある人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型は雇用契約を結ばない就労継続支援事業です。

#### ⑦就労定着支援

平成30年4月に新設されるサービスです。一般企業に就職した障害のある方について、3年程度、職場定着に向けた支援を行います。

#### ⑧療養介護

医療を要する障害のある人で常時介護を要する人に対して、主として昼間、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

#### ⑨短期入所

居宅において介護を行う家族等が病気などの理由で介護できない場合に、障害のある人を短期間、施設に預かり、夜間の宿泊を伴って入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

#### ⑩自立生活援助

平成30年4月に新設されるサービスです。施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害のある方が、自宅での生活に移行したとき、一定の期間にわたって定期的な巡回訪問などを行い、障害のある方が直面する日常生活を営む上での様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに助言等の援助を行います。

### (3) 居住系サービス

#### 実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、障害のある人の重度化・高齢化や「親なき後」等によるグループホームの利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

#### 見込量確保のための方策

- ・市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- ・強度行動障害など重度の障害のある人など、障害の特性に応じたグループホームについて、市内の法人等と連携し、整備促進を図ります。
- ・障害のある人が地域で自分らしい生活を送るために、様々な機会や媒体を通じて、障害や障害のある人への理解を深め、互いを思いやる心を育む「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいきます。

#### ① 共同生活援助

地域で共同生活を営む障害のある人に対して、主に夜間、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

#### ② 施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

## (4) 相談支援

### 実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、障害福祉サービスの今後の利用ニーズを勘案して、見込量を設定します。

### 見込量確保のための方策

- ・市内の相談支援事業所の拡充に向け、既存のサービス提供事業者等に対して、新規参入を働きかけ、情報提供や相談など、必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- ・障害者基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員の資質向上のための各種研修を実施するとともに、定期的に相談支援事業所を訪問し、サービス等利用計画等の作成等に関して必要な助言を行います。
- ・障害者地域自立支援協議会相談支援部会を中心に、関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。
- ・サービス提供事業者に関する情報など地域の社会資源や各種研修等に関する情報を市内の相談支援事業所に情報提供するなど、相談支援体制の充実に努めます。

### ① 計画相談支援（個別計画作成）

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用者に対して、サービス利用支援（サービス等利用計画の作成）及び継続サービス利用支援（モニタリング）を行います。

### ② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人に対して、地域生活に移行できるよう住居の確保や相談等の必要な支援を行います。

### ③ 地域定着支援

施設や病院に長期入院等をしていた障害のある人が、地域移行後に安心して地域生活を継続することができるよう、夜間等も含む緊急時における連絡体制の確保や相談支援を行います。

【 第 4 期障害福祉サービスの見込み量と実績 】

サービス名		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
訪問系サービス	居宅介護	150 人	112 人	152 人	114 人	154 人	120 人
	重度訪問介護	21 人	24 人	22 人	24 人	23 人	26 人
	同行援護	30 人	25 人	32 人	21 人	34 人	23 人
	行動援護	5 人	6 人	5 人	7 人	6 人	6 人
	重度障害者等包括支援	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人
日中活動系サービス	生活介護	217 人	216 人	220 人	219 人	225 人	226 人
	自立訓練（機能訓練）	8 人	5 人	10 人	8 人	12 人	8 人
	自立訓練（生活訓練）	40 人	21 人	42 人	35 人	45 人	41 人
	就労移行支援	30 人	29 人	36 人	28 人	43 人	30 人
	就労継続支援（A型）	12 人	16 人	14 人	18 人	16 人	18 人
	就労継続支援（B型）	155 人	162 人	160 人	175 人	165 人	187 人
	療養介護	12 人	11 人	12 人	12 人	12 人	12 人
	短期入所	87 人	84 人	98 人	90 人	109 人	99 人
居住系サービス	共同生活援助	92 人	90 人	98 人	103 人	100 人	112 人
	施設入所支援	82 人	78 人	82 人	76 人	82 人	78 人
相談支援	地域移行支援	1 人	1 人	2 人	1 人	3 人	1 人
	地域定着支援	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	計画相談支援	150 人	111 人	160 人	115 人	170 人	120 人

【 第5期障害福祉サービスの見込み量 】

サービス名		単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
訪問系サービス	居宅介護	利用時間数	1,315 時間	1,341 時間	1,368 時間	
		利用者数	126 人	132 人	139 人	
	重度訪問介護	利用時間数	7,109 時間	7,820 時間	8,602 時間	
		利用者数	28 人	30 人	33 人	
	同行援護	利用時間数	619 時間	638 時間	657 時間	
		利用者数	23 人	24 人	24 人	
	行動援護	利用時間数	207 時間	238 時間	274 時間	
		利用者数	7 人	8 人	9 人	
	重度障害者等包括支援	利用時間数	0 時間	0 時間	0 時間	
		利用者数	0 人	0 人	0 人	
	日中活動系サービス	生活介護	利用日数	5,047 日	5,551 日	5,885 日
			利用者数	249 人	273 人	290 人
自立訓練（機能訓練）		利用日数	56 日	56 日	56 日	
		利用者数	8 人	8 人	8 人	
自立訓練（生活訓練）		利用日数	563 日	664 日	784 日	
		利用者数	48 人	57 人	67 人	
就労移行支援		利用日数	493 日	522 日	554 日	
		利用者数	32 人	34 人	37 人	
就労継続支援（A型）		利用日数	381 日	400 日	420 日	
		利用者数	19 人	20 人	21 人	
就労継続支援（B型）		利用日数	2,992 日	3,231 日	3,489 日	
		利用者数	202 人	216 人	231 人	
就労定着支援		利用日数	検討中			
		利用者数				
療養介護		利用者数	13 人	14 人	15 人	
短期入所（福祉型）		利用日数	634 日	716 日	809 日	
		利用者数	98 人	108 人	118 人	
短期入所（医療型）		利用日数	56 日	60 日	63 日	
		利用者数	11 人	11 人	12 人	
自立生活援助		利用日数	検討中			
	利用者数					
サービス 居住系	共同生活援助	利用者数	123 人	136 人	149 人	
	施設入所支援	利用者数	78 人	77 人	76 人	
相談支援	計画相談支援	利用者数	127 人	135 人	143 人	
	地域移行支援	利用者数	2 人	3 人	4 人	
	地域定着支援	利用者数	2 人	3 人	4 人	

## 4 障害児支援給付事業の見込量と確保のための方策

### (1) 障害児通所支援

#### 実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、市内・近隣市の事業所開設予定や今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

#### 見込量確保のための方策

- ・市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- ・障害者基幹相談支援センター等において、関係機関の連携の強化やサービスの質の向上を目的とした研修等の取組を行います。

#### ①児童発達支援

就学前の児童に対して、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供します。

ニーズ調査での利用意向が高いことから、サービス提供体制の充実を図っていく必要があります。

#### ②医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある就学前の児童に対して、医療型児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。

#### ③放課後等デイサービス

就学している障害のある児童に対して、放課後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

ニーズ調査での利用意向が高いことから、サービス提供体制の充実を図っていく必要があります。

#### ④保育所等訪問支援

保育所または今後利用する予定のある障害のある児童に対し、保育所等を訪問し、当該施設における児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行い、保育所等の安定した利用を促進します。また、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

## (2) 障害児相談支援

自立した生活を支え、障害のある児童の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントを行います。対象者は、障害児通所支援を利用する児童です。

障害のある児童の保護者から依頼を受けた指定障害児相談支援事業者が、支給決定前に、「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、「障害児支援利用計画」の作成を行います。

### 実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、障害児通所支援サービスの今後の利用ニーズを勘案して、見込量を設定します。

### 見込量確保のための方策

- ・市内の相談支援事業所の拡充に向け、既存のサービス提供事業者等に対して、新規参入を働きかけ、情報提供や相談など、必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- ・障害者基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員の資質向上のための各種研修を実施するとともに、定期的に相談支援事業所を訪問し、サービス等利用計画等の作成等に関して必要な助言を行います。
- ・障害者地域自立支援協議会相談支援部会を中心に、関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。
- ・サービス提供事業者に関する情報など地域の社会資源や各種研修等に関する情報を市内の相談支援事業所に情報提供するなど、相談支援体制の充実に努めます。

【 第 4 期計画における障害児支援給付事業の見込量と実績 】

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
児童発達支援	28 人	58 人	28 人	67 人	35 人	80 人
医療型児童発達支援	6 人	6 人	6 人	5 人	6 人	7 人
放課後等デイサービス	133 人	132 人	137 人	162 人	140 人	213 人
障害児相談支援	40 人	31 人	46 人	44 人	50 人	61 人

【 第 5 期障害児支援給付事業の見込み量 】

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	利用日数	783 日	978 日	1,223 日
	利用者数	100 人	125 人	156 人
医療型児童発達支援	利用日数	72 日	86 日	104 日
	利用者数	8 人	10 人	12 人
訪問型児童発達支援	利用日数	検討中		
	利用者数			
放課後等デイサービス	利用日数	2,100 日	2,499 日	2,974 日
	利用者数	253 人	302 人	359 人
保育所等訪問支援	利用日数	0 日	2 日	4 日
	利用者数	0 人	1 人	2 人
障害児相談支援	利用者数	76 人	95 人	119 人

地域生活支援事業  
作成中  
見込み量は別紙資料により  
検討



## 計画の推進

### 1 推進体制の整備

#### (1) 全庁的な施策の推進

障害者施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。障害者計画の理念を具現化するために、障害福祉課を中心として、関係機関と連携し、施策の推進を図っていきます。

#### (2) 計画の進行状況の管理体制

この計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことのできる進行管理体制が必要です。

そのため、障害者施策推進協議会を中心として、関係機関と連携を図り、具体的に施策の実施状況を確認し、評価、見直しを行う機会を設け、計画の着実な推進を図ります。

具体的には、障害福祉計画及び障害児福祉計画の成果目標、サービス見込量等の達成状況について評価を行い、その後の施策の推進に反映できるよう、PDCAサイクル（計画の作成－計画の実施－点検・評価－改善）による効率的な進行管理を行います。

また、障害者地域自立支援協議会を活用し、幅広い関係者により、地域の様々な課題について共有し、課題の解決につながる計画の具体的な実施等について検討をするものとします。

---

## 2 障害者地域自立支援協議会の活用

---

障害者地域自立支援協議会は、障害のある人を支えるための地域づくりの中核として、相談支援のあり方や困難事例への対応など、地域の課題を共有し、解決に向けて関係者が集まり協議を行う場です。計画の推進に当たっては、協議会を積極的に活用し、関係機関のネットワークを活かして市の障害者施策の充実を図ります。

---

## 3 市民、各機関及び事業者等との協働

---

この計画を推進していくためには、行政のみならず、当事者団体、市民団体、ボランティア、各事業所、各関係機関等、そして、地域の人々の協力と参加が必要です。障害のある人をはじめとして、各種団体や機関それぞれが緊密に連携・協力し、地域の中で障害のある人が自立して生活できるよう、支援体制を構築します。

また、こうしたネットワークを活かし、障害のある人のニーズ、地域の課題の把握を行い、施策の充実へと結びつけていきます。

---

## 4 国・都への要望

---

計画の着実な推進のために、障害福祉サービスを始めとした障害に係る制度全般の枠組みや広域的あるいは専門性の高い事業について、国・都に対し改善の働きかけを行っていきます。また、施策実施にあたり必要となる財源確保のため、財政的支援についても継続的に要望します。